



# 緊迫の時代における 憲法9条のリアリティ

——「ウクライナ戦争」の逆説

水島朝穂

## 1 はじめに

——侵攻当日のプーチン演説から見えるもの

2022年2月24日(木)、ロシアがウクライナに軍事侵攻を開始した。「国際の平和及び安全の維持に関する主要な責任」(国連憲章24条)を負う安全保障理事会の常任理事国であるロシアが、自ら「平和に対する脅威」「平和の破壊」「侵略行為」の主体となるという異様な事態が生まれた。当日未明のプーチン露大統領のテレビ演説は、「特別軍事作戦」を開始した理由として、国連憲章51条に従い、ドンバス地域の2つの「人民共和国」との友好・相互援助条約と当該「国」の要請に基づく集団的自衛権の行使であることをまず挙げる。これに、ウクライナ政権が8年にわたりロシア系住民に対する「ジェノサイド」を行っていることへの「人道的介入」ないし「保護する責任」的な色彩の理由を交え、さらにウクライナの非軍事化と非ナチ化をはかる「体制転換」(レジーム・チェンジ)的要素をも加えた饒舌で多角的な構成になっている<sup>1)</sup>。演説では、「米国の外交政策の手段」としてのNATOの東方拡大に強い危機感が示され、「われわれの存在と主権に対する重大な脅威」であるとする。「ロシアと自国民を守るために他に選択肢がなかった」という物言いは、ノーム・チョムスキーのいう「TINAロジック」(There is no alternative.)<sup>2)</sup>であり、米国やNATOが軍事介入を正当化する際の常套句そのものである(コソボ紛争における「78日間ユーゴ空爆」等々)。実際、プーチンはこの演説で、米国・NATOによる、国連安保理の承認なしの軍事介入の歴史を執拗にメ

ンションしている。

プーチンは、2008年8月の「5日間戦争」(ロシア・グルジア紛争)が、北京五輪開会式当日に開始して短期戦で終了したことを念頭において、今回も、2020年北京冬季五輪閉会式(2月20日)から北京パラリンピック開会式(3月4日)までの12日間に作戦を終了させる見込みだったのかもしれない。だが、そこに重大な誤算があった。米英による周到なウクライナ軍強化の事前準備をプーチンは過小評価していた<sup>3)</sup>。キエフ(キーウ)を一気に制圧して、「体制転換」をはかるという目論見は失敗し、終わりの見えない泥沼の戦争に足を踏み入れてしまった。

## 2 「ウクライナ戦争」をどう診るか

ロシアによるウクライナ侵攻は、安全保障政策における「ターニングポイント」や「エポックブレイク」という言葉と結びつき、冷戦終結後の国際秩序の終焉などが語られている。「ベルリンの壁」崩壊からウクライナ侵攻までの33年間、ヨーロッパは平和だったのではなく、ロシアが直接・間接に関わった各種の戦争が起きていた<sup>4)</sup>。そして、そのいずれにおいても、実は米国がこれまた直接・間接に関わっていた。国際法的に見れば、ロシアの違法な侵略戦争という本質に変わりはない。しかし、そこに至る複雑な歴史的背景も看過できない。2014年に始まるロシア系住民とウクライナ政府との国内政治紛争とその延長としての「内戦」、ソ連邦崩壊後の「地域的後継戦争」、そして、「地政学的ヘゲモニー戦争」という3つの側面を見て取る向きもある<sup>5)</sup>。2004年と2014年の2つの「革命」とその背後でせめ

ぎ合うEU・NATOとロシアの力学を踏まえるならば<sup>6)</sup>、「2.24」はそうした過程の複雑で屈折した表現形態ともいえるだろう。以下、この戦争の特徴について述べていく。

### (1) 米国・NATOによるロシアとの

「シニカルな代理戦争」

エマニュエル・トッドは、「攻撃的現実主義者」とされるジョン・ミアシャイマーの見解を引きつつ、ウクライナは「NATOの「事実上」の加盟国」になっており、米英が高性能兵器や軍事顧問団まで派遣して強化したため、「日増しに強くなるウクライナ軍を手遅れになる前に破壊すること」に侵攻の目的があったとする。ウクライナ軍は米英によってつくられ、米国の軍事衛星に支えられた軍隊で、「その意味で、ロシアとアメリカとの間の軍事的衝突は、すでに始まっている」とも指摘する<sup>7)</sup>。ミアシャイマーは、「戦争が一方ではロシア、他方ではNATOとEUとの間の「地政学的影響力」のための代理戦争に変わったことを明確にする必要があります。ウクライナは、それが戦われる『戦場』です。そして、NATOの東方拡大こそが、「現在の危機の根本的な要因なのです」と断定する<sup>8)</sup>。

NATOの東方拡大から「北方拡大」(フィンランド、スウェーデンの加盟へ)、さらには日米安保との連携・連動という米国の戦略が背後にあると推察される。この点、ノルウェーの平和学者ヨハン・ガルトゥングは22年前に、21世紀の「地政学的軍事枠組み」として、「NATOとAMPOの拡張」を予測していた<sup>9)</sup>。AMPOとは日米安保体制のことである。NATOの東方拡大に対して、AMPOの西方拡大(当面は米国の兵站支援などの形をとって)というわけである。炯眼であった。「ウクライナ戦争」は、NATO条約5条事態(集団的自衛権行使)に至らざる、寸止めの所で行われている、ロシアに対する米国・NATOの代理戦争というのが本質に近いのではないか。

本講演の時点で侵攻9カ月が経過していたが、兵器供与の量と質(火力)は拡大の一途をたどり、停戦交渉への動きはほとんど見られない。米国がなぜ

停戦に消極的なのか。その「8つの理由」として挙げられているのが、①ロシアの相対的な弱体化、②EU諸国とロシアとのエネルギー協力(例えば「ノルドストリーム」)の解体、③EU加盟国間の戦略的自治の排除、④ウクライナへの莫大な投資の見返り、⑤自由の擁護というイデオロギー的責務、⑥欧州における軍拡の奨励、⑦露中イランなど「台頭する敵」と戦うための欧州同盟国の統合、⑧軍産複合体の拡大、である<sup>10)</sup>。ロシア側の指摘とはいえ、この間のバイデン政権の対応をみていれば、もっともといわざるを得ない。

侵攻1年を前にした2023年2月のミュンヘン「安全保障会議」において、権威主義的統治で知られ、かつプーチンとも良好な関係を保っているビクトル・オルバン(ハンガリー首相)が、「ヨーロッパはすでにロシアと間接的に戦争をしている。まずヘルメットから始まり、現在はすでに戦車が供与され、将来的には戦闘機も。いわゆる平和維持部隊についても間もなく耳にするだろう」と演説した<sup>11)</sup>。この戦争への米国・NATOのコミットは、まだ武器・兵器・装備の供与と、その運用補助や訓練という直接介入の手前であり、NATOの「平和維持部隊」というのは、まだ米国を含めて具体的な提案にはなっていない。ユルゲン・ヴァーグナーは、この米国の手法を、「シニカルなプロキシ(代理)戦略」(Zynische Stellvertreter-Strategie)と呼ぶ<sup>12)</sup>。「ロシアを可能な限り弱体化させる」ため、「あらゆる種類の交渉による解決を拒否するとともに、ウクライナでの長期戦のために「前例のない金額」を提供する」というわけである。これにゼレンスキー・ウクライナ大統領が連携して、「ウクライナの勝利に代わるものはない」(2月17日のミュンヘン演説)と徹底抗戦を訴えている。あくまでも部隊・兵員は派遣せず、西側各国に莫大な費用を負担させつつ兵器・装備の供与(しかも多くは米国製で利益が還流する仕掛け)が行われている。そこに、兵器・装備の世界における、「もう1つの3R政策」が浮かび上がる。

### (2) 兵器の「3R政策」

スウェーデンのストックホルム国際平和研究所

5) W.Gehrcke/Ch.Reymann (Hrsg.), Ein willkommenener Krieg? NATO, Russland und die Ukraine, 2022, S.91-103 (J.P.Neelsen)

6) この背景を解明したのが、羽場久美子『ヨーロッパの分断と統合』(中央公論新社、2016年)、特に275-311頁参照。

7) エマニュエル・トッド(大野舞訳)『第三次世界大戦はもう始まっている』(文春春秋、2022年)17-28頁。

8) <https://bungeishunju.com/n/n79288fcb2a54> 「オフエンシヴ・リアリズム」については、ジョン・ミアシャイマー(奥山真司訳)『大国政治の悲劇』(五月書房新社、2017年)444-447頁。

9) J.Galtung, Die Zukunft der Menschenrechte, 2000, S.128-131. この点に関して、拙稿「集団的自衛権の「無力」と危うさ:「プーチンの戦争」から見えるもの」Web日本評論2022年4月6日(<https://www.web-nippon.jp/27008/>)参照。

10) Andrey Sushentsov: eight reasons why the US has no interest in pushing for peace in Ukraine, RT 9 Feb, 2023 <https://www.rt.com/news/571220-eight-reasons-us-war-ukraine/>

11) Die Welt vom 18.2.2023 (Digital)

12) <https://www.imi-online.de/2022/04/29/zynische-stellvertreter-strategie/>

1) 全文は<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220304/k10013513641000.html>で読める。

2) J.Bricmont/J.Franck, Chomsky Notebook, 2010, S.74-112. なお、ノーム・チョムスキー(塚田幸三訳)『「ならず者国家」と新たな戦争』(荒竹出版、2002年)参照。

3) 拙稿「アフガンとウクライナ—大国が勝手に始めて、勝手に終わらせる戦争とは」<http://www.asaho.com/jpn/bkno/2022/0620.html>

4) Osteuropa zwischen Mauerfall und Ukrainekrieg, 2022, S.234f. (A.Nußberger)

(SIPRI) 報告書『SIPRI年鑑2022』によれば、2021年に世界の総軍事費は7年連続で増加し、史上最高の2.1兆ドルに達した<sup>13)</sup>。米国が最も多く8100億ドル、全体の38%にあたる。

ウクライナの戦争では、軍拡の「3R」がかつてない規模と内容で展開されている。冷戦期からの中古装備の在庫一掃、リユースやリサイクル、そして、兵器の新規発注と新型兵器の新たな導入、さらには新兵器の開発促進、すなわちリバウンドである。環境法政策の3Rのトップにある「リデュース」だけがそこにはない。ウクライナの人々にとってはとんでもない奇禍であるが、軍需産業にとっては、需要と必要性を大規模に拡大するとんでもない「奇貨」にはかならない。ドイツでは侵攻の3日後に首相が「時代の転換」(Zeitenwende)を宣言し、軍事に対する「抑制の文化」から離脱した<sup>14)</sup>。

ウクライナ大統領のゼレンスキーは、「もっと兵器を」と激しい演説を各国の国会や国際会議で行い、特にドイツには、憤怒の表情で「ヒョウを送れ」といつてきた。だが、ドイツのショルツ首相はしたたかで、決して「ヒョウを送る」とはいわない。2022年5月に「チャーター」(ゲパルト自走対空機関砲)を送ったあと、「ヒョウ」(レオパルトII戦車)の供与には応じなかった<sup>15)</sup>。米国のMIエイブラムス戦車が供与されない以上、ドイツが突出するわけにはいかないという理屈だった。しかし、それも米国に梯子を外され、1月25日になって「ヒョウ」14両の供与を決定した<sup>16)</sup>。「戦車の次は戦闘機を」と、ゼレンスキーの要求は続く。ついにウクライナは、2010年に発効したクラスター弾禁止条約(オスロ条約)に違反するクラスター弾と、人体に重度の火傷や中毒を引き起こすリン焼夷弾の供与まで要求した。さすがにこれは、NATO事務総長によって直ちに拒否されている<sup>17)</sup>。

### (3) 民間軍事会社と「戦争の民営化」

この戦争のもう1つの特徴は民間軍事会社(PMC)の「活躍」であろう。1990年代に拡大した民間軍事会社は、イラク戦争あたりからその問題性が自覚されるようになってきた<sup>18)</sup>。ウクライナでのそ

の「需要」は急増し、求人サイト「サイレント・プロフェッショナル」には、「多言語を操る元兵士。1日最大2000ドル+ボーナス」という広告も出ている<sup>19)</sup>。

ウクライナ侵攻では、ロシア軍とともに、時にはその先頭に立って、民間軍事会社「ワグネル・グループ」(Wagner Group)が戦闘加入している。ワグネルは、「戦争で鍛えられた無節操な傭兵軍」とされ<sup>20)</sup>、現在、約5万人がウクライナで戦っており、そのなかには、ロシアの刑務所から来た4万人の囚人がいるという。

他方、ワグネルに対抗して組織されたのが、米国の「モーツァルト・グループ」(Mozart Group)である。米海兵隊元大佐によって、ウクライナ侵攻後に創設された。ウクライナがNATO加盟国ではないので部隊派遣はできないため、このような組織を介在させることによって、兵士ではなく「会社員」を送り込む形態が追求されている。人道支援が主で、直接的な戦闘には参加していないとされるが、ウクライナ兵を殺す戦闘訓練を行っているという指摘もある<sup>21)</sup>。

一方、ワグネルのメンバーは軍人ではないため、国際人道法への意識は薄く、数々の住民虐殺事件に関与している可能性が高いとされている。12月以降、東部ウクライナでは、ワグネルが最前線に戦闘加入している。すでに約20万人のロシア人が死亡または負傷したと推定されているが、12月の戦闘で死亡したワグネルのメンバーの約90%が囚人だったという。ワグネルの創設者エフゲニー・プリゴジンが、刑務所で新しい戦闘員を募集した事実はよく知られている<sup>22)</sup>。ここには、現代社会の負の側面を集約したような「戦争の民営化」のかたちがあらわれている。

## 3 「ウクライナ戦争」の終わらせ方をめぐって

戦争が長期化してくると「消耗戦争」(Abnutzungskrieg)という言葉がメディアにも登場するようになる<sup>23)</sup>。ゼレンスキーは国連からEU、各国議会にまでリモートで登場し、「もっと兵器を」

と呼びかけている。バイデン米大統領は、超大国の立場でロシアへの何らかの仲介のメッセージを発する努力をせずに、もっぱら兵器供与の質と量を上げることがウクライナに約束している。「核戦争防止国際医師会議」(IPPNW)が呈示した「武器供与は制御不能なリスクにつながり得る」「ロシアの侵略戦争を終わらせるには、交渉と外交に基づく他の手段が求められる」という視点は、西側が戦車の供与を確定して、ゼレンスキーが戦闘機まで求めるに至ったなかで、再度注目される必要があろう<sup>24)</sup>。

西側各国の政治家たち、とりわけフィンランドやエストニアの首相、ドイツ外相といった女性政治家が軍事に前のめりになるなか、軍事専門家から冷静な議論が提起されている。

私が注目したのは、ドイツのメルケル政権で7年間にわたり軍事政策顧問を務めた退役陸軍准将のアーリッヒ・ファトが、フェミニズムの雑誌のインタビューで語ったことである<sup>25)</sup>。この元准将はまず、「全体的な政治的・戦略的コンセプト」なしに進められる戦車供与を批判し、米統合参謀本部議長のマーク・ミリー大将の意見(「ウクライナの軍事的勝利は期待できず、交渉だけが可能な道である」)に同調する。ミリー大将は2022年11月のCNNのインタビューに、「ウクライナで行われているのは、双方で20万人近い兵士が死傷し、5万人の民間人が死亡、数百万人の難民が発生した消耗戦である」といい、第1次世界大戦の消耗戦(ヴェルダン戦)を想起させつつ、「戦争当事者が交渉を拒否したために、何百万人も死者が出たのである。この戦略は、軍事的にうまくいかなかったし、今もうまくいかないだろう」と踏み込んだという。ファド元准将は、この米統合参謀本部議長の見解はドイツでもメディアに載らなかったとしつつ、自身も「陰謀論者」といわれていることを認めながら、「いま現場では何が起きているのか、戦争が本当に意味するものは何なのかを知っている軍事専門家がメディアから排除されている」と批判する。そして、もし、いま政権にあったならばという問いに、「戦争当事者に滑り落ちるのを避けるために、慎重かつ抑制的な方法で支援した。最も重要な政治的同盟国である米国に影響を与えるよう助言しただろう」と述べて、こう強調

する。「戦争解決の鍵はキーウにあるのではなく、ベルリン、ブリュッセル、パリにもなく、ワシントンとモスクワにある。ウクライナが決めなければならないというのは馬鹿げている」と。

元准将は、この戦争は「アメリカとロシアの代理戦争でもあり、黒海地域には非常に具体的な地政学的利害関係が絡んでいる」「ウクライナの領土保全は、欧米の一定の保証のもとに回復されるべきだ。そして、ロシアもまた、そうした安全保障を必要としている。だから、ウクライナのNATO加盟はない」と。

ゼレンスキーはロシアに対する「勝利」をいい、さらなる高度な兵器供与を求める。ただ、2022年3月の段階で、「NATO加盟はない」というカードを一端切ったことがある<sup>26)</sup>。その後は徹底抗戦路線である。ゼレンスキーは、2015年の「ミンスクII」を「最初から実施するつもりはなかった」として、合意の破綻した原因がウクライナ側にもあることを暗に認めている<sup>27)</sup>。「準軍事国家であるイスラエルのようにして、絶え間ない軍事的脅威を感じながら生活する国に変えて権力を維持しようとしている」と、ロシアは逆に彼の足元をみる<sup>28)</sup>。

戦争の長期化を危惧する見解は、米軍産複合体系シンクタンクのランド研究所からも出されている<sup>29)</sup>。戦争の大規模なエスカレーションのコストとリスクを最小化して、長期化を回避することが米国の利益に適う。そのための政策手段として、①ウクライナに対する将来の支援計画の明確化、②ウクライナの安全保障に対する関与、③ウクライナの中立性に関する保証の表明、④ロシアに対する制裁緩和の条件設定、を提言している。米国の利益を第一に考える立場からのもので、「勝利まで戦う」路線には、米国からも危惧の念が生まれているようである。もっとも、ランドが依拠する「合理的選択理論」の本質は、世界を動かすのは「自己[米国]利益の最大化」ということである<sup>30)</sup>。この戦争でも、米国は「自己利益」に従って「勝手に手を引く」方向にシフトを始めるのだろうか。

この悲劇的な戦争を早く止めるにはどうするか。さらなる兵器供与に西側諸国が突き進むなか、「戦車ではなく、交渉を」という声も出ている<sup>31)</sup>。

国際的な枠組みとしては、軍事同盟のNATOでは

23) SZ vom 3.2.2023 (Digital)

24) 拙稿「武器供与のリスクと副作用——なぜ武器は(紛争)解決に寄与しないか」<http://www.asaho.com/jpn/bkno/2022/0905.html>で紹介した「6つの視点」参照。

25) Emma vom 12.1.2023 : <https://www.emma.de/artikel/erich-vad-was-sind-die-kriegsziele-340045>

26) <https://www.bbc.com/japanese/60760395>

27) Der Spiegel Nr.7 vom 11.2.2023 (Digital)

28) <https://www.rt.com/russia/571525-zelensky-wants-long-war/>

29) Avoiding a Long War: U.S. Policy and the Trajectory of the Russia-Ukraine Conflict, RAND Corporation, 2023. <https://www.rand.org/pubs/perspectives/PEA2510-1.html>

30) アレックス・アベラ(牧野洋訳)『ランド——世界を支配した研究所』(文藝春秋、2008年)397頁。

13) [https://www.sipri.org/sites/default/files/2022-10/yb22\\_summary\\_jp.pdf](https://www.sipri.org/sites/default/files/2022-10/yb22_summary_jp.pdf)

14) J.Wagner, Im Rüstungswahn: Deutschlands Zeitenwende zu Aufrüstung und Militarisierung, 2022, S.24,140-209.

15) 拙稿「ユルゲン・ハーバーマス『戦争と憤激』——ドイツがヒョウでなくチャーターを送る時代に」<http://www.asaho.com/jpn/bkno/2022/0502.html>

16) 拙稿『『ウラヌス作戦』80周年のリアル——『ロシア・NATO戦争』への『勢い』と『傾き』』<http://www.asaho.com/jpn/bkno/2023/0206.html>

17) Süddeutsche Zeitung (SZ) vom 17.2.2023. (Digital)

18) 拙稿「国家の軍事機能の『民営化』と民間軍事会社」水島朝穂『平和の憲法政策論』(日本評論社、2017年)151-172頁参照。同「戦車と『戦争の犬たち』——『ウクライナ戦争』の背後で」<http://www.asaho.com/jpn/bkno/2023/0123.html>

19) BBCニュースJAPAN (2022年3月9日)

20) RND (Redaktion Netzwerk Deutschland) 2022年8月18日のレポート参照。

21) SZ vom 17.2.2023. (Digital)

22) Die Welt vom 18.2.2023. (Digital)

なく、ミンスク合意の前提をつくった欧州安全保障協力機構（OSCE）が依然として重要である<sup>32)</sup>。ウクライナ外相がOSCEからロシアの排除を求めると、ヘルガ・マリア・シュミット事務総長はこれに反対。「外交チャンネルをオープンにしておくこと」の意義を説き、「ロシアがOSCEのメンバーであり続けることは理にかなっている」と主張した<sup>33)</sup>。このドイツ出身の外交官の冷静な判断が光る。

ドイツでは、哲学者のユルゲン・ハーバーマスが、「交渉のための嘆願」という長文の論説を新聞に発表し、「容認できる妥協の探究」を西側諸国に呼びかけている<sup>34)</sup>。その際、「負けないことと勝つことの概念的な区別」を問うている。大事な視点である。また、「交渉は降伏を意味しない。交渉とは、双方が妥協することである」という「平和のマニフェスト」運動もある<sup>35)</sup>。OSCEや国連の枠組みのなかで、有力な国（民主主義国とは限らない）が仲介して、当事者が交渉のテーブルにつく条件づくりをする試みもさまざま追求されるだろう。

#### 4 「ウクライナ」は日本の問題？

##### — 憲法9条規範の鼓動

日本では、「ウクライナは明日の東アジア」という感覚的スローガンと、「台湾有事」は「日本有事」という、これまた荒っぽい等置を経て、安全保障政策の質的転換が、国会閉会後の12月16日、閣議決定で行われた<sup>36)</sup>。安全保障3文書（自衛隊部内では「戦略3文書」という）は、「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」、「防衛力整備計画」からなる。「敵基地攻撃能力」（「反撃能力」と言い換え<sup>37)</sup>が国家の基本文書に初めて盛り込まれた。「基盤的防衛力構想」や「専守防衛」という皮一つでつながっていた表看板を取り外して、抜き身の「国家防衛戦略」となった。戦後日本が積み上げてきた「準憲法的政治

了解」が変質させられたわけである<sup>38)</sup>。

集団的自衛権行使の要件である「存立危機事態」の認定前に、米軍と一体となった攻撃が開始される可能性も否定できない<sup>39)</sup>。とりわけ「統合防空ミサイル防衛」（IAMD）が完成すれば、米軍との一体化は質的に進む。そのために、防衛費を5年間で「43兆円」とする具体的な数字まで、国会での議論を経ることなく公表されるに至った。この性急な転換には、自衛隊の現場を担った人々からも疑問の声があるほどである<sup>40)</sup>。

ちなみに、「同盟国」は米国だけで、その他の国々のことを「同志国」という名称で括っている。「同志」（Tovarishch）とは、まるでソ連を軸としたワルシャワ条約機構のような響きである。岸田文雄首相は6月29日、NATO首脳会議に初めて参加した。「集団的自衛権行使」合憲解釈を経由して、日米安保とNATOの一体化の方向に進もうとしているのか。

「台湾有事」にせよ、北朝鮮ミサイル問題にせよ、国民の「不安感」を効果的に操作して、まさに「安心保障」のコンセプトで、無理筋の方針転換に対する世論の批判をかわしている<sup>41)</sup>。自衛隊合憲論の要だった「専守防衛」のラインも吹き飛んだが、その背後には憲法9条規範が実はまだ鼓動をやめていない。先走った死亡宣告をする前に、実は憲法9条のリアリティが逆説的に浮かび上がってきていることを指摘したい。なお、憲法9条をめぐる論点については、次の論者に譲る。

《付記》全国憲シンポジウムにおける報告に、その後の状況を踏まえて加筆したものである。詳しくは、ホームページ（<http://www.asaho.com/>）を参照されたい。

（みずしま・あさほ 早稲田大学教授）

31) 拙稿「武器供与ではなく、即時停戦を求める声を」週刊金曜日8月5日号（2022年）20-22頁。M.Singe, Keine weiteren Waffen für die Ukraine: Waffenstillstand und Verhandlungen, in: FriedensForum 4/2022, S.3-5.

32) N.Deitelhoff, Verhandlungen unter Feinden: Warum im Ukrainekrieg Gespäche unbedingt geboten sind, in: Blätter für deutsche und internationale Politik 12/2022, S.49-54. Gehrcke/Reymann, 前掲注5）S.182-188（A.Hunko）

33) Die Welt vom 9.1.2023（Digital）

34) <https://www.sueddeutsche.de/projekte/artikel/kultur/juergen-habermas-ukraine-sz-verhandlungen-e159105/> 拙稿『『勝利する』と『負けない』の間——ウクライナ侵攻1年とハーバーマス』<http://www.asaho.com/jpn/bkno/2023/0220.html>

35) <https://www.change.org/p/manifest-%C3%BCr-frieden>

36) <http://www.asaho.com/jpn/bkno/2022/1219.html>

37) 拙稿「日本国憲法9条と『敵基地攻撃能力』——憲法解釈論と立法事実論からの一考察」『早大法学会百周年記念論文集第1巻（公法・基礎法編）』（成文堂、2023年）23-46頁。

38) 拙編『立憲的ダイナミズム』（日本の安全保障3）（岩波書店、2014年）5-8頁。

39) 「集団的自衛権行使であれば『武力攻撃発生前』から反撃できる——『安保3文書』改定の論点を巡る問題点」軍事民論705号（軍事問題研究会、2022年12月1日）1-5頁。

40) 例えば、香田洋二「防衛費増額への警鐘——元自衛艦隊司令官・香田洋二さん」（朝日新聞2022年12月23日付）。なお、北村淳「露宇戦争に学ぶ「日本の非核武装永世中立」」軍事研究2月号（2023年）56-68頁も参照。

41) 拙稿「不安に便乗する『安心保障論』でいいのか？早大教授が嘆く軍事の議論」朝日新聞2022年5月27日付オピニオン欄